

公立大学法人大分県立看護科学大学債権管理規程

平成18年 4月 1日
規程第 52 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）の債権の管理に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって債権管理の適正な取扱いを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「債権」とは、金銭の給付を目的とする本学の権利をいう。

2 この規程において「債権の管理に関する事務」とは、本学の業務によって生じる債権の管理に関する事務をいう。

(債権管理事務)

第3条 債権の管理に関する事務は、会計規程第4条に規定する会計責任者が行うものとする。

(債権の管理)

第4条 会計責任者は、債権が発生したときは、帳簿等により、債権の管理を行わなければならない。ただし、当該債権が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 発生と同時に収納により消滅する債権
- (2) その他債権発生後30日以内に消滅することが確実な債権

(履行期限)

第5条 履行期限は、別に定めがない場合は、請求した日から30日以内の日とし、会計責任者は、履行期限までに収納されない債権については、督促を行わなければならない。

(督促)

第6条 前条に規定する履行期限までに収納されない債権についての督促は、履行期限後20日以内に督促状（別紙様式）によって行うものとし、履行期限は、督促状を発する日から起算して10日以内とする。

(債権の消滅)

第7条 会計責任者は、債権に係る金銭の収納があったときは、その債権の内容を確認し、債権消滅の処理を行わなければならない。

(未収金の管理)

第8条 会計責任者は、未収金について、必要に応じ債務者と当該債務者に係る債権残高を照合し、その結果差異が生じた場合には、本学所定の差異報告書を作成しなければならない。

2 会計責任者は、発生した差異について調査を行い、その原因と対応策を理事長に速やかに報告しなければならない。

3 会計責任者は、毎月、納付期限を経過した債権の調査を行うものとする。

4 会計責任者は、半期毎に、未収金の内容及び今後の回収計画について、理事長に報告するも

のとする。

(債権の保全手続)

第9条 会計責任者は、重要な債権について、債務者の債務の履行が困難と認められる場合には、本学が債権者として、配当の要求その他債権の申出をするとともに、必要に応じて、当該債務者に対して速やかに次の手続を行わなければならない。

- (1) 債務者の財産の保全手続
- (2) 未収入金残高の確認
- (3) 未払金残高の調査
- (4) 相殺手続

(債権の放棄等)

第10条 会計責任者は、債権の回収の可能性がないと判断される場合で債権を放棄するときは、理事長の承認を得なければならない。

2 債権の回収の可能性がないと判断される場合とは、債務者及び保証人について次の事由が生じた場合とする。

- (1) 債務の履行期限到来後5年（法令の定めるところにより当該債権の消滅時効が5年より短いときは、その年数）を経過し、かつ、債務者の住所又は居所が不明であるとき。
- (2) 強制執行その他債権の取立てに要する費用が、当該債権の金額より高額であると認められるとき。
- (3) 強制執行後、なお回収不能の残額があるとき。
- (4) 債務者が、破産免責によりその債務を免れたとき。
- (5) その他債権の取立てが著しく困難であると理事長が認めたとき。

3 会計責任者は、債権放棄をした場合は、債権残高の償却処理を行わなければならない。

4 会計責任者は、債権残高の償却処理をした債権がその後において取立てが可能と判断されることとなった場合は、債務者に対して納入の請求を行わなければならない。

(引当金の設定)

第11条 会計責任者は、債権の回収可能性を検討の上、回収不能見込額を合理的に見積り、引当金を設定しなければならない。

2 回収不能見込額は、原則として、同種の債権ごとに、過去の貸倒実績率により貸倒見積高として算定する。

3 貸倒実績率は、算定対象事業年度における貸倒損失合計額を分子とし、その前事業年度末における債権残高を分母として算定する。

4 決算期末に保有する債権について適用する貸倒実績率の算定に当たっては、当該事業年度を最終年度とする算定期間を含むそれ以前の3年間の貸倒実績率の平均値による。

(債権の区分)

第12条 会計責任者は、前条の規定にかかわらず、他の方法により貸倒見積高を算定することが適当と認められる場合には、債権を債務者の経済状態等に応じて、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の3つに区分し、各区分ごとに貸倒見積高を算定するものとする。

2 前項に規定する一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般債権 経済状態等に重大な問題が生じていない債務者に対する債権であり、貸倒懸

念債権及び破産更生債権等以外の債権をいう。

(2) 貸倒懸念債権 経営破綻等の状況には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じている又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。

(3) 破産更生債権等 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう。

(一般債権の評価)

第13条 一般債権については、第11条第2項の規定に準じて貸倒見積高を算定する。

(貸倒懸念債権の評価)

第14条 貸倒懸念債権については、担保又は保証が付されている債権について、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の経済状態等を考慮して貸倒見積高を算定する。

2 債務者の経済状態等に関する判断に資する資料の入手が困難な場合は、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除した残額の50%を引き当て、次年度以降において、毎期見直すこととする。

3 担保の処分見込額を算定するに当たっては、合理的に算定した時価に基づくとともに、当該担保の信用度、流通性及び時価の変動の可能性を考慮するものとする。

4 保証による回収見込額を算定するに当たっては、保証人の資産状況等から保証人が保証能力を有しているか否かを判断するとともに、保証意思の確認、法人にあっては保証契約等、保証履行の確実性について検討する。

(破産更生債権等の評価)

第15条 破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。

2 清算配当等により回収が可能と認められる金額は、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額と同様に債権額から減額することができる。

3 担保及び保証の取扱いについては、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(延滞金)

第16条 債務者の責に帰すべき事由により、約定した支払期日を経過して代価の支払がなされない場合は、その債権残高に対し年3%の割合で計算した金額を延滞金として、支払期日の翌日から支払をする日までの遅延日数に応じて日割りで計算した額を債務者に請求するものとする。

2 前項の規定により計算した延滞金の額が100円未満であるときは、債務者にその請求を行わないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、授業料債権については、延滞金を徴収しないものとする。

(相殺)

第17条 本学との関係において、債権者と債務者が同一人の場合には、次に掲げる場合に限り、理事長の承認を得て、債権と債務を相殺することができる。なお、この場合の相殺後の債権又は債務の残余については、この規程に基づき請求又は支払の手続を行うものとする。

(1) 附属図書館の文献複写等料金について、国立情報学研究所との相殺を行う場合

(2) 本学の職員に対する給与の支払と返還金を相殺する場合

(3) その他理事長が特に必要と認める場合

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、債権の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

〇 〇 〇 〇 殿

公立大学法人大分県立看護科学大学
理事長 〇 〇 〇 〇

督 促 状

本学が貴殿に対し、 年 月 日付けで請求した〇〇〇の納入期限は既に経過しておりますので、下記により至急納入して下さい。

記

- 1 債権の種類
- 2 請求日
- 3 請求金額
- 4 納入期限
- 5 納入先

※「請求金額×3%×納入期限の翌日から入金日までの日数÷365」の延滞金を合わせて納入願います。

注意事項

- 1 本状と行き違いに入金の場合はご容赦ください。
- 2 不明な点がありましたら、大分県立看護科学大学〇〇（Tel〇〇-〇〇）までお問い合わせください。